

特別企画展

展示期間

平成22年1月26日(火)~4月25日(日)

ところ

徳島県立文書館 2階 展示室

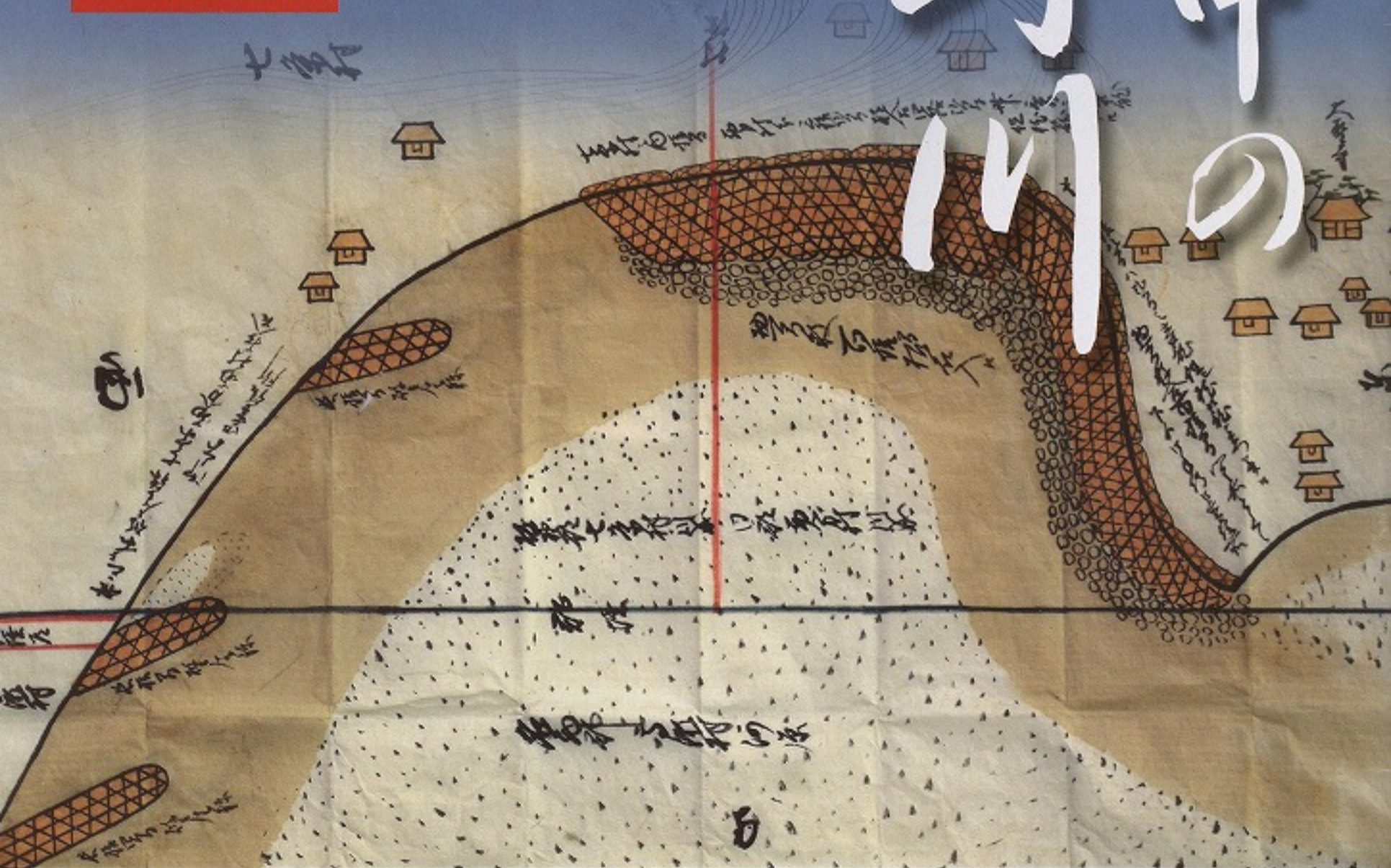
展示解説

- ◆平成22年2月14日(日)・3月14日(日)
- ◆午後1時30分~午後3時
- ◆徳島県立文書館 2階 講座室・展示室

- 開館時間/午前9:30~午後5:00
- 休館日/毎週月曜日・毎月第3木曜日
(月曜日が祝祭日の時はその翌日)

入場無料

暮らした 吉野川 の中



文化の森総合公園 徳島県立文書館
Tokushima Prefectural Archives

〒770-8070 徳島市八万町向寺山
Tel.088-668-3700/Fax.088-668-7199
<http://www.archiv.tokushima-ec.ed.jp>

ごあいさつ

川は古来より農業用水、漁労、舟運など私たちの生活と深い関わりを持っています。徳島県を流れる大河、吉野川は一方で肥沃な土を運び豊かな実りをもたらす「母なる川」であると同時に、大地をのたうちまわりながら流れる「暴れ川」でもあります。流域にすむ人々は川からの豊かな恵みももらいつつ、洪水などがもたらす甚大な被害との戦いを繰り返してきました。現在のように連続した堤防に守られ一筋の流れになったのは昭和二年のことです。

村々に大切に伝えられてきた古文書には洪水による被害やその対応、築堤を巡っての村どうしや県・国との紛争が克明につづられています。さらに、流木・鉍毒の被害の訴えなど様々な記録が残されています。また、古い絵図には河道が網の目のように描かれ、時によって流路がめまぐるしく変化している様子が読みとれますし、流域にすむ人々が防水竹林、水はね堰、石巻護岸の造築など洪水との戦いのあとを描かれています。このように吉野川流域の人々が大きな代償を払いながら懸命に生きてきた営みの足跡を紹介いたします。

なお、建設省（現国土交通省）土木研究所を経て、徳島大学工学部で教鞭を執られ、吉野川の治水史などの研究に携わっておられました澤田健吉氏が先年急逝されました。この度、遺品を整理し、多くの研究資料を当館にお寄せいただきました。今回、その一部を紹介させていただきます。氏のご冥福をお祈りいたします。

今回の展示の開催にあたり、澤田順子氏、山田靖仁氏、木内正年氏、犬伏元久氏、納田伸春氏、林トヨ子氏、戸田公夫氏、高田恵二氏、国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所、国文学研究資料館をはじめ数多くの方々のご協力をいただきました。末尾ながらお礼申し上げます。

平成二十二年一月二十六日

徳島県立文書館長 計盛 眞一郎

表紙の絵図説明

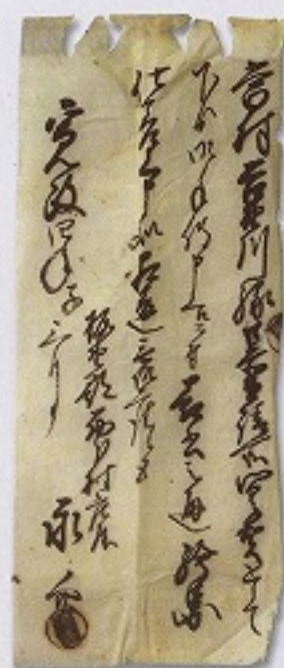
板野郡西分村吉野川縁御普請所絵図

山田家文書 二八二×四二二(冊)

この絵図は一纏に、封筒と書付が残されており、寛政四（一七九二）年三月に板野郡西分村（現上板町）庄屋永介が提出した吉野川沿岸の普請所（工事現場）の様子を書き上げた絵図であることがわかる。吉野川が北東の西分村の方向に流路を變えることを抑えるため、上流に破戸（蛇籠に石を入れたものを川床に沈め水勢を弱める）を三本作り、水勢が最も強いと思われる西分村地内には蛇籠と石を幅広く沈める（三間と二間の立籠を沈め、その先に石を沈めるという工法）一〇間（約二キロ）に及ぶ護岸工事の様子を描いている。

名西郡高瀬村、板野郡西分村、七條村（現在は全て上板町域）の郡境・村境に当たり、西分村大誓寺付近にあたるこの場所は、現在では板名用水の幹線がとおり耕地として整備されており様相を全く変えてしまっている。

山田家文書 寛政四年 西分村吉野川御普請所書付



江戸時代の日記に見る吉野川

江戸時代の人々が吉野川に注ぐ視線は、現在とは大きく違っていた。高い堤防はなく、上流にダムはなく水量も多い。堰などの障害物も最小限である。数年に一度位の割合で起こる洪水への対応、農業用水への利用、川舟の往来や渡し船、筏による材木の運送など身近なところに川があり、それを活用していた。まずは江戸時代に残る日記から吉野川に関わる記述を追ってみよう。

『かどや日記』に見る吉野川

名西郡高原村（現石井町）在住の元木宇三郎が書き残した『かどや日記』には洪水の記録が多く残されている。天保一三（一八四二）年の五月から七月までの間に高原村周辺は六度の出水に見舞われている。この



元木家文書 かどや日記

たび重なる出水により吉野川の流路は大きく南に蛇行してしまい、これを元に戻すための工事が同年七月二十九日から始まる。工事は新しくできた流路を堰き止めて、別の流路を掘り抜くという大規模なもので、徳島藩としても郡代と勤農普請を担当する目路見奉行が陣頭指揮にあたり、徳島城からも近習役が度々視察に訪れるという力の入れようであった。工事に使われた竹木は藩が提供し、人夫は周辺の十ヶ村に割り付けられた。また、工事費用として銀二貫四五〇〇目を献金した地元の富豪四名は、その功績によって苗字帯刀を許されている。

『兵助日記』に見る吉野川

『兵助日記』は、吉野川中流の川湊の街、美馬郡半田村（現つるぎ町）の商人敷地屋兵助（大久保家）が、文政九（一八二六）年から明治三（一八七〇）年にかけて記した記録である。文政以前についても略史の形で記録があり、全て『半田町史別巻』に所収されている。延宝二（一六七四）年の項を見ると、吉野川で起きた渡し船の事故についての記述がある。吉野川を挟んで半田村の対岸、重清村（現美馬市）八幡宮は南北朝期重清城主であったという小笠原長宗が勧進したといわれ、江戸時代には重清村の総領守として祭礼は社殿であったという。半田村にも八幡宮があったが、八月一五日の祭礼には半田村の人々はこぞって渡し船で重

清村に参詣したという。この年、その戻り船が破船し、多くの溺死者が出た。その中に兵助の先祖である与八郎（六十八才）と息子の嘉兵衛（三十八才）の二人が含まれていた。働き盛りの当主を失った大久保家は苦境に立たされたろう。この年以降、八幡の祭礼日は八月二五日に改められたという。

寛政二（一七九〇）年、文化一二（一八一五）年の項には、太守巡国についての記述がある。ここでいう太守とは、徳島藩主である蜂須賀家の当主であり、寛政二年一〇月の巡国は治昭、文化一二年二月の巡国は斉昌である。治昭は阿波国西部を巡見し、半田の川浜から船に乗って徳島へ帰ったという。また、斉昌も西部を巡見した後、半田村の隣村貞光の川浜から船に乗って徳島へ帰っていったという。文化一二年の記述によれば、太守の巡国は八日間に及ぶが、貞光からの川船により二日で徳島に帰城しており、下り船の利便性がわかる。

文政一三（一八一六）年の項には、半田奥山長野名で採れた二千貫目（約七・五トン）もの大きな蠟石を徳島城下まで運んだことが書かれている。この石は御石（徳島藩の石）として大切に運ばれた。山から切り出して、半田村木ノ内の休み場から小野浜まで降ろすのに三十七、八人の人々で十二日間もかかっている。小野浜からは上荷船に積まれて徳島へ送られた。半田村内を運ばれているとき、近隣の村々からの石見物の人々が日々増加し絶えることがなかったという。

土佐松材の吉野川散乱事件

江戸城西ノ丸炎上

天保九（一八三八）年二月、徳島藩主蜂須賀斉昌の養子斉裕と関白鷹司政通の娘標子の婚礼があった。江戸城西ノ丸が炎上したのは、その翌月一〇日のことであつた。西ノ丸は、斉裕の実父である前將軍徳川家斉の隠居所である。

幕府は直ちに西ノ丸再建に着手し、諸大名に普請手伝や上納金を命じた。徳島藩は四万四七五両上納の通達があつた（『阿淡年表秘録』六八八頁。以下「秘録」と略記）。

高知藩には、土佐の松材を買上げると通達した。ところが高知藩は、阿波の吉野川筋を流送できないとして辞退する。九月一三日、幕府は徳島藩に、流木被害が出ないよう対策を講じ、土佐松材の流送を認めるよう指示してきた（『秘録』六九〇頁）。

徳島藩の対応

「郷役人へ申渡趣意書」（ハン30253）は、同年一月七日に板野勝浦郡代が村々に宛てた文書で、この頃の徳島藩の対応が記されている。①土佐白髪山（高知県長岡郡本山町）で伐採した松材の吉野川流送を幕府が指示してきた。②これを認めると、出水時に流木が吉野川筋に散乱し、阿波北方七郡は大被害を受ける。

田畑・家屋所持者は恐怖心を抱いている。③藩はこの事情を申し述べて謝絶し、幕府もこれを了解して吉野川筋流送を撤回した。④村々の者は流木が北方七郡の存否にもかかわることを理解し、人夫賃など一時の利益に目がくらんで、土佐側の働きかけに決して応じてはならない。

これで、事態は収拾したのであるか。実は、このままで終わらなかつたのである。それを説明する前に、土佐木材の吉野川流送についてみておきたい。

土佐木材の流送禁止

江戸時代の吉野川は北方七郡の動脈路であつた。川口・池田・半田・猪尻・第十・古川などにあつた川湊は物資の集散地で、川船が往来した。

流木も盛んに行われていた。延宝二（一六七四）年「板野郡東中富村組流御材木御改指出シ帳」（イヌフ00936）によると、祖谷山で宍料として納めた木材が、出水のために奥野村・乙瀬村・西貞方村などへ流れ着いている。流送中の出来事であろう。

徳島藩は、江戸初期から土佐木材の吉野川流送を高知藩に許可していたようである。木材は撫養で船積みして大坂へ移出し、高知藩の財源となっていた。享保一七（一七三二）年、徳島藩は土佐流木の盗難を防ぐために「流木制道申付書」を村々に通達している（『阿

波藩民政資料』九五〇頁）。

しかし、天明五（一七八五）年正月に川湊の岩津（吉野川市阿波町）に係留していた土佐木材が、出水のために吉野川筋に散乱して大きな被害を与えた。流域の村々から土佐流木の禁止を求める嘆願が出され、天明八年に徳島藩は高知藩に対して流木禁止を通告したのであつた（『御大典記念阿波藩民政資料』一一八〇頁）。その後、高知藩はたびたび吉野川流木を打診してきたが、徳島藩は認めなかつた。

天保一〇年の土佐松材散乱

高知藩は西ノ丸普請の松材を白髪山で伐採し、吉野川の対岸にある本能津村（高知県長岡郡本山町）に貯木していた。陸送を計画していたようだ。ところが、天保一〇（一八三九）年四月に大雨出水があり、七四九本の松材が阿波吉野川筋に散乱してしまつた。

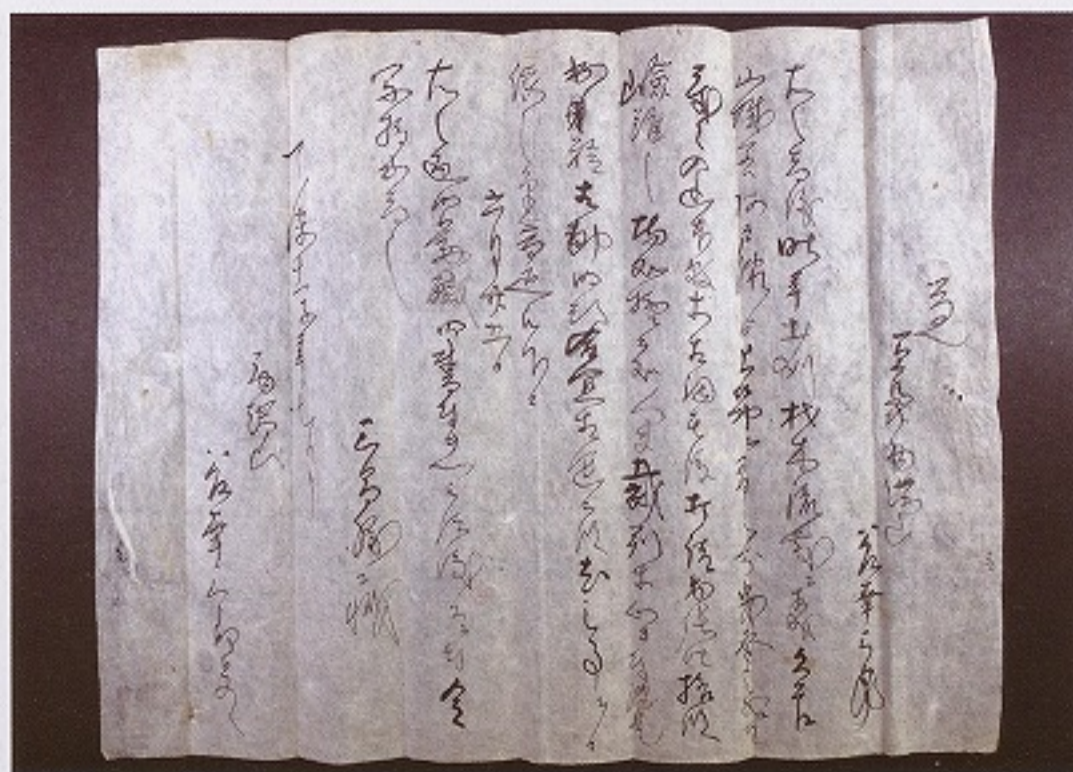
幕府の通達で徳島藩は、阿戸瀬（三好市山城。現在は鮎戸瀬）より上流の四二本は国境の有瀬口で、下流の七〇七本は流域の村々で引き上げ、陸路を運搬して撫養で高知藩側に引き渡した。回収の費用は高知藩の負担となつた。引き渡し完了したのは一二月、要した費用は四二四〇両であつた（『秘録』六九二～四頁）。天保一一年の「覚」（タニケ00047）は、一〇年に美馬郡西端山庄屋の谷幸三郎が三好郡山城谷へたびたび出張し、流木を引き上げる人夫を指揮してよく勤めたとして、藩から褒賞金を与えられた時のものである。

また、明治三（一八七〇）年の「乍恐奉願上」（キノウ01108）には、天保年間（天保一〇年であろう）に板野郡竹瀬村をはじめ周辺の村々の百姓が、土佐木材を

車で「北往来」（撫養街道であろう）を撫養の林崎まで運搬し、弁当代として人夫賃を支給されたことが記されている。

こうして天保一〇年四月の土佐松材散乱は、阿波北方七郡の村役人・百姓を動員してやつと年末に終結するのである。

谷家文書 天保一二年 覚
山城谷へ出張し人夫指揮



別子銅山の鉍毒流入事件

銅水一件

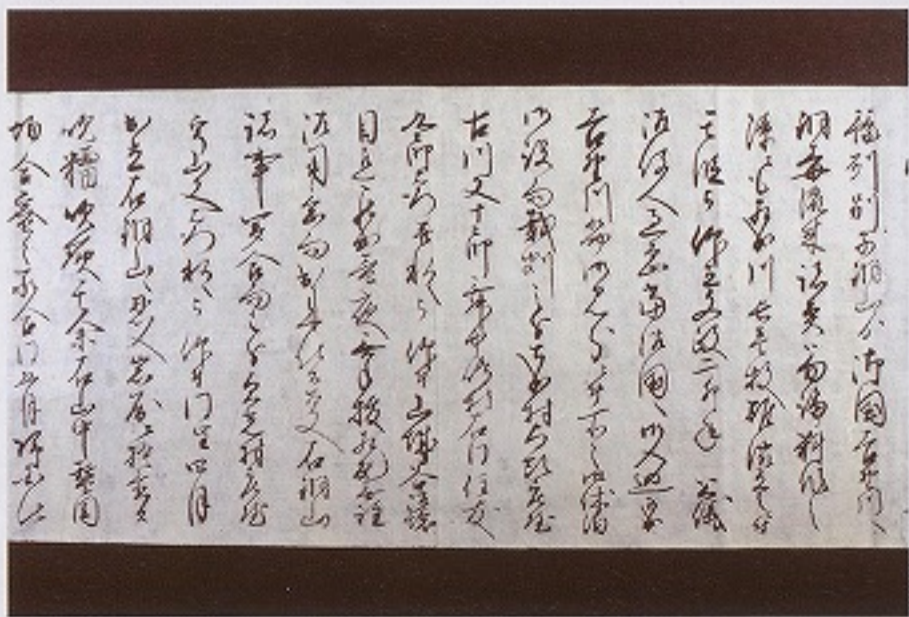
「覚」(ワタナ00200)は、美馬郡郡里村の組頭庄屋曾我部半右衛門が藩へ提出するために記した曾我部家の由緒書である。そのなかに、文政二(一八一九)年に半右衛門が「銅水一件」でよく勤めたとして、翌年藩から褒賞金を与えられたという記事がある。①別子銅山(愛媛県新居浜市)より吉野川に鉍毒が流入し、魚・農作物に被害が出て流域の村々が難渋していると、幕府に善処を申し入れた。②文政二年四月、幕府役人が吉野川筋見分のために入国し、半右衛門は阿波郡土成村・美馬郡舞中島村の組頭庄屋と三人で宿舎準備や伊予国境まで案内を勤めた。③美馬郡貞光村庄屋と二人に、藩から別子銅山に潜入して調査するよう命じられる。閏四月出発。④「岩屈ニ捨置候吹箱・吹灰」などの報告書をもとに幕府に鉍毒流出の防止を要請すると、速やかに解決した。

幕府の裁定

文政二年七月一二日、幕府勘定奉行村垣淡路守から裁定書を渡される。ちなみに、別子銅山は幕府領である。①昨年夏秋の大雨出水で銅水が阿波に流入し、難渋しているという申し立てがあり、見分のため役人を派遣した。②報告によると、平常の雨・水位であれば

特に支障はない。しかし、精練の屑・滓が捨て場に堆積しており、大雨の時にそこから銅汁が流出して被害を与えている。③銅山請負人(大坂の豪商泉屋吉左衛門。住友家)に、日頃から怠りなく屑・滓を片付けるよう申し付けておく(「秘録」六〇〇頁)。

しかし、銅山川(阿波では伊予川と呼んだ)から吉野川筋への鉍毒流入は、明治時代に入っても続いた。公害問題は江戸時代からあったのである。



渡辺家文書(近世後期) 覚
銅水一件に骨折相勤奇特

江戸時代における水との闘い

吉野川（別宮川・新川）と旧吉野川に挟まれた藍住町は、豊かな川の恵みと同時に洪水の脅威にさらされ続けてきた。ここでは江戸時代の古文書や絵図から、川をめぐる人々の営みを振り返ってみよう。

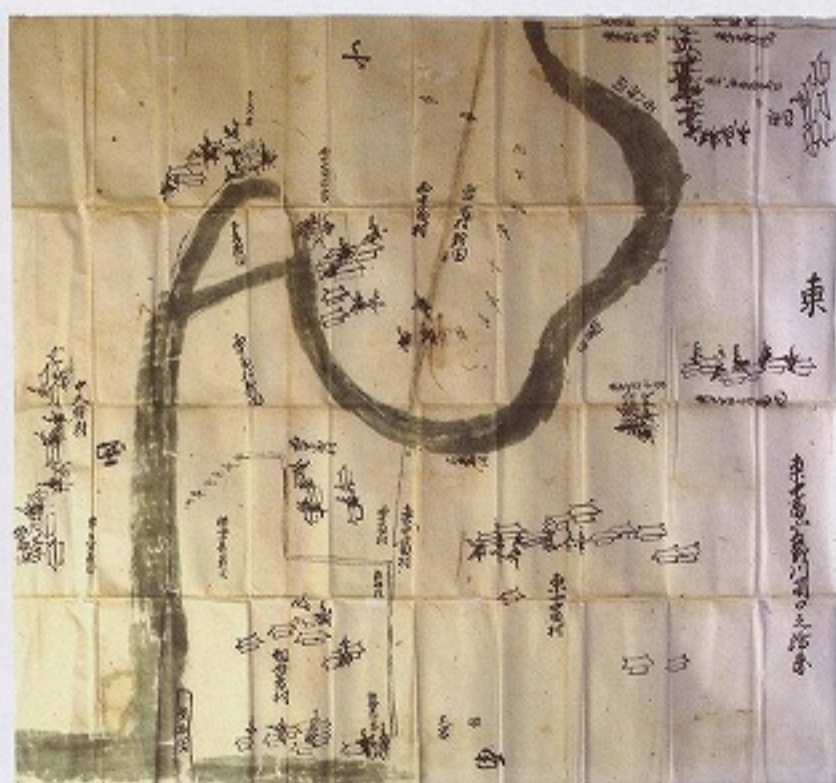
第十堰から川端村堺までの吉野川絵図

この二枚の絵図は、第十堰から下流の吉野川（現在は旧吉野川）のうち大寺村・川端村境までほぼ同じ場所を描いた図面である。両者とも南北に大きくうねりながら流れていたことがわかる。

①の絵図は住吉村（現藍住町）の組頭庄屋であった山田家文書にある絵図で、表題として「東中富北吉野川崩口之絵図」と書かれている。封筒があり、天明八（一七八八）年九月の記述がある。絵図には、立木や家などの村々の様子や神社・新田の様子が書き込まれているが、東中富村内の吉野川右岸四八〇間（約八六四畝）に及ぶ護岸工事の工事区間を示すために描かれたと思われる。

②の絵図は東中富村（現藍住町）の犬伏家文書にある絵図で、表題・年代は書き込まれていない。吉野川が切れかかっている場所や中州が丁寧に描かれており、現在の流路と比べると興味深い。絵図には「西中富村御普請所」の記述があり、やはり西中富村内の護岸工事に関する絵図であろう。

二枚を比べると、西中富村若宮の場所、下庄村新田の記載などから、わずかに犬伏家文書の絵図が古いのではないかと思われる。二枚は見取り図であり目的も違っているが、それにしても短い期間で大きく姿を変えていく吉野川下流域の様子を端的にあらわしている絵図といえよう。



①山田家文書 天明八年 東中富北吉野川崩口之絵図



②犬伏家文書 近世（西中富村吉野川絵図）

堤防をめぐる村同士の対立

藍住町には町の北部で旧吉野川から分かれて南流し、正法寺川につながる一本の川がある。この川をめぐるて寛政八（一七九六）年七月、右岸の板野郡竹瀬・本・成瀬三ヶ村と左岸の同郡矢上村（いずれも現藍住町）の間で訴訟騒ぎが持ち上がった。竹瀬村庄屋の本内家に残された文書によると、対立はその二年前の寛政六年に矢上側が竹瀬等との村境付近の堤防を隣村に無断で二尺（約六〇センチメートル）ほど嵩上げしたことからはじまった。矢上側から見れば村民の生命と財産を守るための措置であったが、旧吉野川と矢上の堤防にはさまれてただでさえ水害の危険にさらされていた三ヶ村にとっては見過ごすことのできない事態であった。翌七年には例年以上の浸水被害に見舞われた上に、同八年に矢上側がさらに堤防を増強し、撤去要求にも部分的にしか応じなかったことから竹瀬村等が出訴に踏み切るようになった。

竹瀬・本・成瀬に乙瀬村も含めた四ヶ村と矢上村の訴訟は容易に解決せず、郡奉行所の指示で仲介に入った板野郡長岸（現松茂町）・松（現鳴門市）・吉永（同）各村庄屋の努力によって、寛政十一年二月によう

やく内済示談が成立した。矢上村は堤防の一部切り下げに応じ、この後の紛争を避けるために、堤防の高さの基準となる「印石」が九個（後に一個増設）設置されることになった。

ただ、この川の堤防に関する紛争はその後も続いたようである。木内家文書によると、嘉永四年（一八五二）、左岸の乙瀬・矢上・笠木・住吉・勝瑞の五ヶ村が共同で堤防の増強を願い出、これに右岸側の竹瀬・本・成瀬・東中富の四ヶ村が反発して出訴に及んでいく。この訴訟の結末は不明であるが、寛政の時には手を組んでいた乙瀬と竹瀬等がこの時には敵対しているように、その時々で村々の利害は複雑に変化している。

印石（現石井町）

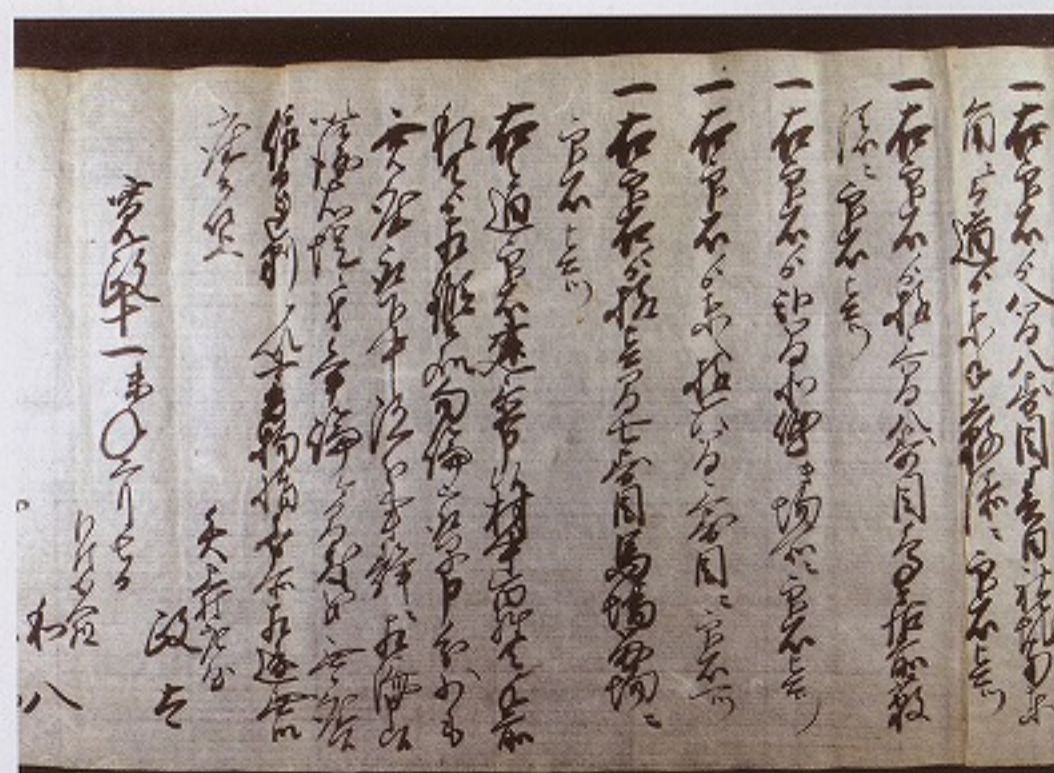
堤防の高さを決める基準石。紛争を避けるために各地で設置された。



堤防の建設や増強は対岸や上流・下流地域での洪水の危険性を増すために、地域間対立の火種となってきた。今回紹介した堤防をめぐる村同士の訴訟や印石の設置は、村民の安全をかけた必死の交渉と妥協の好例といえるであろう。

木内家文書 寛政十一年 仕上ル書物之事

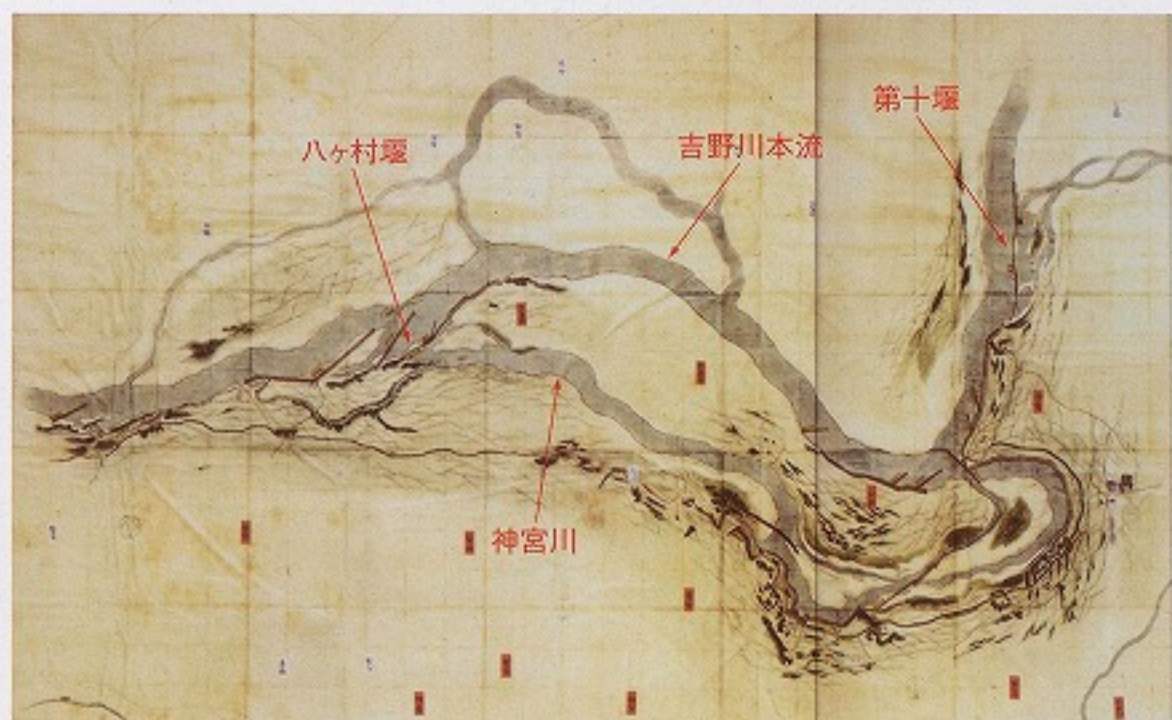
印石の設置場所が詳細に記されている。



明治初年「名西郡八ヶ村堰訴訟事件」——吉野川の治水をめぐる争い——

八ヶ村堰訴訟事件とは？

明治八（一八七五）年八月、名西郡の西覚円村（現石井町藍畑）にあった八ヶ村堰の埋立をめぐる流域住



蜂須賀家文書 近世後期 村々沼川堰留之図（部分）国文学研究資料館蔵

民が工事の中止を求めて県を訴える訴訟が起こった。当時活動していた徳島の自由民権結社「自助社」が原告の住民を支援し、大審院でまで争ったことから全国的に注目を集める事件となった。発端となったのは吉野川の洪水を防ぐため名西郡の第十堰付近に県が建設しようとした新堤防建設工事である。

事件の背景

八ヶ村堰周辺の地理的環境

元来この地域は西から東に向かって流れる吉野川が第十堰付近から北流するという地形から洪水が頻発する地域であった。「村々沼川堰留之図」（蜂須賀家文書）に描かれているように、吉野川の本流や支流である江川、神宮川（現神宮入江川）が入り乱れ、河道も一定しなかった。特に北側に吉野川本流、南側に神宮川が流れる東・西覚円村は、中州や川中島状態にあり、堆積する肥沃な土壌によって藩内屈指の藍作地帯であったが、同時に洪水や氾濫に苦しみ、地域間の水除けをめぐって住民の紛争も絶えなかった。

このため江戸時代中期には神宮川の川頭に洪水に対応するため下流域の八つの村々によって「越流堤」が築かれ「八ヶ村堰」と呼ばれていた。

この堰は、吉野川とともに絵図に描かれてきた。①江戸時代後期「村々沼川堰留之図」（国文学研究資料館蔵）、②文化九（一八一二年）「名西郡分間絵図」（林直大蔵）、③天保十一（一八四〇）年「吉野川絵図」（徳島県立図書館蔵）など。これらに描かれた八ヶ村堰は、いずれも本流への水制と、神宮川へ水量をコントロールするための「越流堤」として、水勢調整機能を持った堰堤であることがわかる。すなわち増水時には吉野川の支

流である神宮川に本流の水量を分流させることによって水勢を削ぐ調整装置の役割を果たしていたのである。

明治初期の吉野川治水策と八ヶ村堰の埋立

明治期になって大河川の治水管理は藩から国や県に移管されることになり、河川の改修（低水工事）と堤防工事（高水工事）は国と県によって分担されることになった。

明治六（一八七四）年の大洪水を契機に名西郡と板野郡の住民から新堤建設の嘆願が出され、同八年九月二十日名東県は吉野川の南北兩岸に覚円と大牛の新堤防を同時建設する計画を立案した。目論見（計画書）と課出金反別帳を添えて内務省に申請をし、同八年三月十九日、内務省は審議の末、民費（民間負担）による新堤建設を認可した。（『太政類典』外編 治水四）明治九年四月には堤防建設にともなう潰地の免租も認可され、新堤防建設は順調に進んだかに見えたが、堤防建設を施工するにあたって県当局と地域住民の間に治水策の認識の齟齬から争いが持ち上がった。

争点は連続堤防をどの位置とラインに築造するかという点であった。東・西覚円村にとっては吉野川本流と村の間に連続堤防を築き、八ヶ村堰を埋め立てることによって神宮川を干拓して洪水被害の憂いを絶つことにあった。（この構想は東覚円村に居を構えていた豪商志摩利右衛門の発想によるものといわれる。）

しかしこの治水構想は、洪水の安全弁として機能してきた八ヶ村堰南方の下流域に位置する村々にとっては容認することのできない問題であった。

当初県が提示した建設案は神宮川の南岸（甲号案）であり、流域の住民側としてはこの計画に対して「民

費課出金」(負担金)を了承した。ところが実際には神宮川の北側、東西覚四村と吉野川本流の間を通る工事(乙号案)が着手された。八ヶ村堰が埋め立てられはじめると、不安高まり不満が爆発し、工事の中止をもとめて訴訟が起こされたのである。

訴訟の経緯と事件の意味

明治八年八月八日、工事の中止を求め住民たちは洪市憲蔵・岩本晴之・佐藤海玉を原告とし、高知県を被告として大阪上等裁判所へ出訴した。原告の主張は、①原告の承認していない八ヶ村堰締め切りは違法の行動であり、締切工事を行うと上手の堤防は維持できない。②乙号案を実施するならば、上流の知恵島堰の堰切を先に実施してほしい。③甲号図面による課出金は差し引き、あらためて乙号図面に対する課出金を決めて上納してほしい。の三点であった。

明治九年六月二十日、原告敗訴の判決が出されたが、原告はこれを不服として同年九月四日、大審院へ上告した。同十一年九月、大審院で原裁判破棄と東京上等裁判所へ差戻しの判決が出され住民原告側は勝訴として凱歌をあげたのであった。

しかしその後原告側の足並みの乱れや裁判資金不足なども重なり、裁判は継続することができなかった。

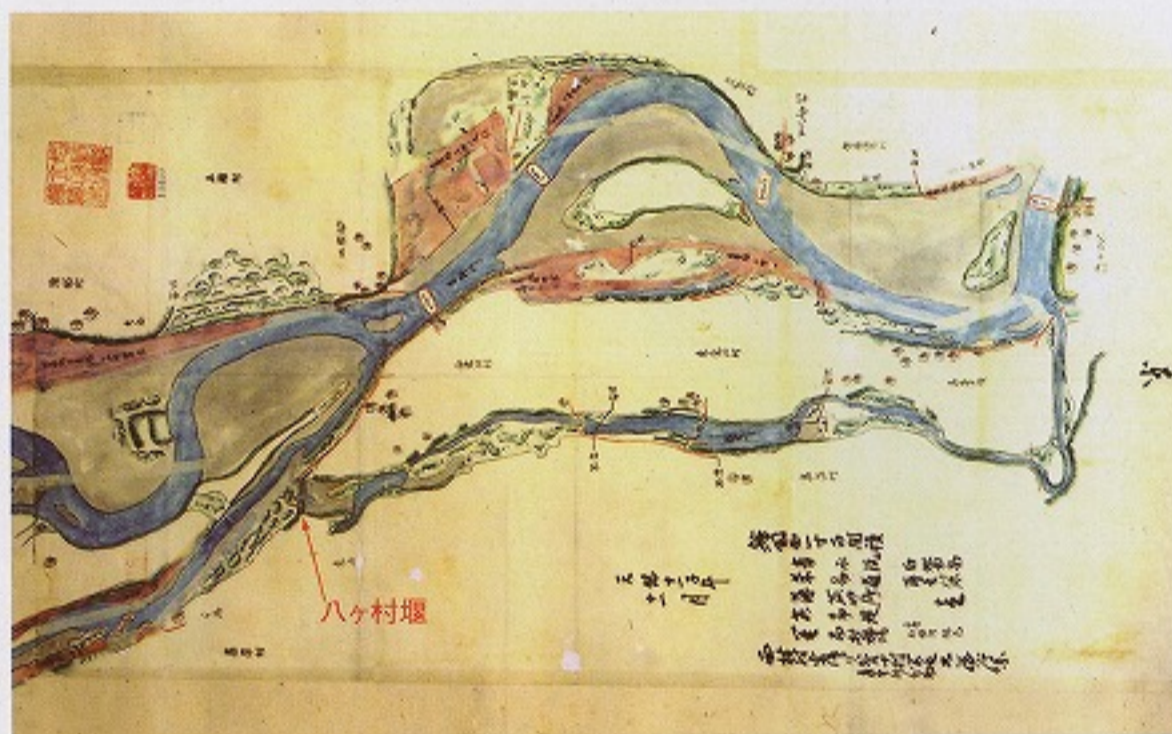
一方で吉野川の改修は県当局の大きな課題として放置できず、十七年に県は工事再開を申請し、明治二十年には別宮川の川筋改良を目的に工事は再開され、八ヶ村堰は完全に埋め立てられた。

現在神宮入江川はコンクリート三面張り用水として痕跡をとどめ石造埋立記念碑が残るのみである。

この事件は洪水常習地区において県が施工した新たな治水工事をめぐり、伝統的な治水策との対立と、地域住民間の利害対立が複合され、自由民権運動も絡んだ地域民衆と地方権力との抗争であったとも言えるだろう。

八ヶ村堰訴訟事件関係資料

訴訟関係資料としては、①林家文書(石井町)「大審院上告申立書」他、②天野家文書「新堤防並八ヶ村堰水留故障之答」他、③能田家文書(上板町)「吉野川北岸治水関係資料」などが現地当事者の資料として断片的に残るが、国側の公文書として④国立公文書館蔵訴訟関係文書(澤田健吉氏収集資料)があり、国がこの事件をどのように見ていたかがわかり貴重である。



森文庫 天保11年 吉野川絵図(部分) 徳島県立図書館蔵

江戸時代の吉野川直流化論

江戸時代の吉野川は大きな蛇行に加え、枝状に分流を繰り返して、自由な流れを形成していた。このため、洪水時には川岸を崩し、ひどい時には流路を変え、周辺の田畑は「川成」となり耕作に大きな損害を与えた。また、修繕工事にも莫大な費用が必要とされた。江戸時代後期の天保期にこの状況を改善するため、次のような吉野川の計画が提案されている。

吉野川御普請愚考書



天保十二年春、「吉野川御普請愚考書」(山田家文書)では、吉野川を岩津から東に海辺まで真直ぐに掘り抜けば、出水毎に川底が掘れ、川の両側に砂をかき上げ、自然に堤防の形ができ、そこに竹木や葦などを植え付ければ造作なく敷堤が完成する。また、枝川などの旧流路部には土俵と柳を植え付けることにより、出水時に砂が溜まり、新しく耕作地として土地ができて年貢の増収も図られるという内容である。費用を使わず、大半を自然の作用を利用して治水と土地利用を同時に考えた当時では画期的と思われる案が記述されている。

また、天保十三年六月に「桃々軒一貫」により作成された「吉野川堀替見取図」(個人蔵)に、岩津以東の流路を朱引きで直流化する「吉野川御普請愚考書」の内容と一致する絵図も近年発見されている。

さらに、天保十一年十一月に作成された「吉野川絵図」(徳島県立図書館蔵)には、「丑春柳植付桃色」という追記があり、翌天保十二年に柳が植え付けられた範囲が反別とともに桃色で着色されている。着色部分は吉野川の川岸や旧流路部であり、「御普請愚考書」の内容と一致する。

吉野川は明治期以降、様々な紛争を引き起こしながら大規模な築堤工事によって直流化されていったが、江戸時代すでにこのような画期的な考えがあったことは非常に興味深いものである。

(高田恵二)

吉野川の治水と西覚円村 — 引堤改築工事をめぐって —

上部を吉野川と下部を神宮川（現神宮入江川）に囲まれた西覚円村は、最も水害に悩まされてきた地域の一つである。明治一九（一八八六）年より、この地域において治水策の一環として、吉野川の川幅を広げる引堤改築工事が施工されていた。

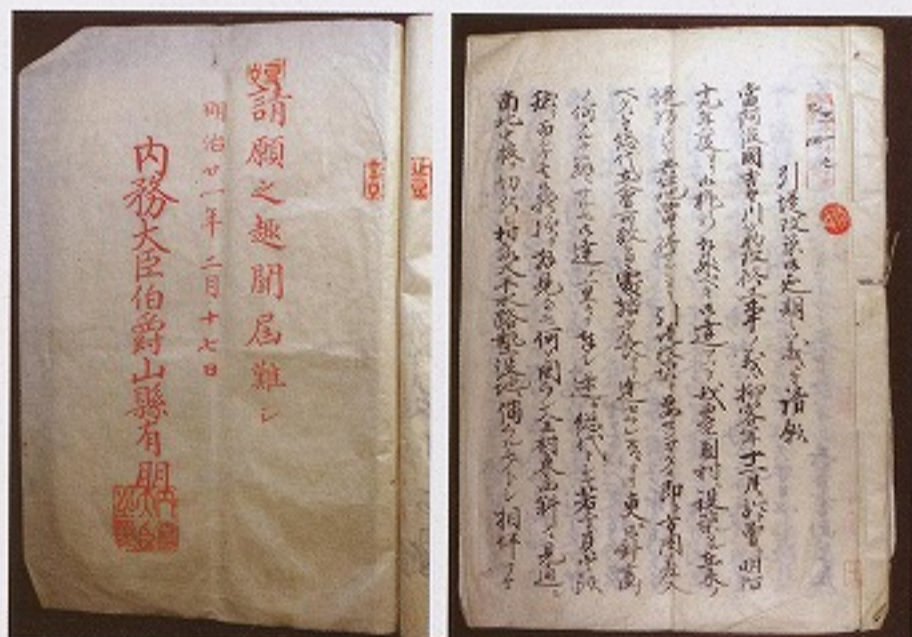
その計画は西覚円村の村落の大半を水没させるものであったため、これを聞いた西覚円村の村民は驚愕し、

明治二〇年一二月には内務省に「引堤改築御延期之義二付請願」（アマ200641001）を提出し、九年間の工事延期を願っている。先祖代々の墳墓地や居宅を手放すのみならず、農業を営む村民は、未だ代わりの耕地の確保も十分でなく、手当金があるとはいえず、当面の移転は受け入れがたい状況であった。この請願において村民は、自分達の所感として、西覚円村上手頭部にあった八ヶ村堰を石巻堤に改築し、吉野川の増水時には神宮川の方へ分水させて洪水を回避するという分水策を提案している。この内務省への請願は、同年一〇月の県への歎願、一二月の県への再歎願を経て出されたものであり、西覚円村の村民にとって工事延期が聞き届けられるかどうかは死活問題であった。

しかしながら、「哀泣血涙シテ伏テ以テ奉請願」にもかかわらず、明治二二年二月には内務大臣山縣有朋より「請願之趣聞届難シ」という請願に対する返答があり、

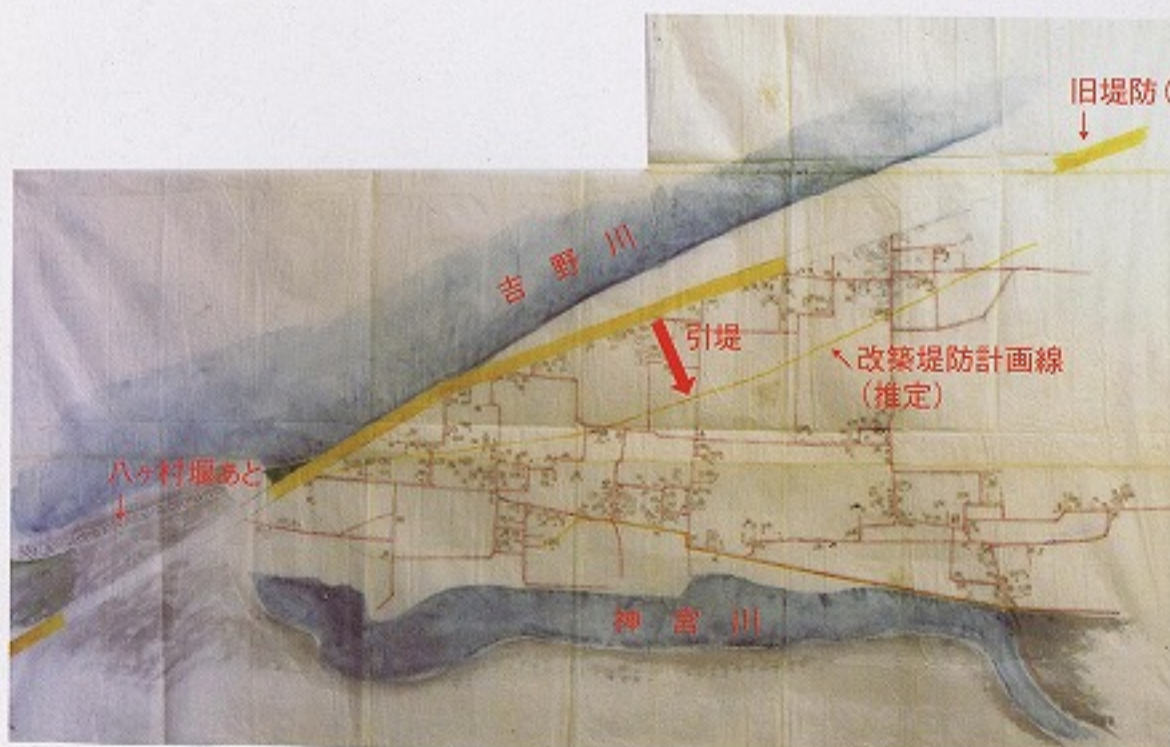
村民の請願が聞き届けられることはなかった。

その後、明治二二年七月には長雨の影響で大洪水となり、西覚円村の堤防は決壊し、多数の死者と被害を出したため、改築堤防をめぐって大きな騒動となった（覚円騒動）。こうした吉野川の治水事業が一応の落着を見るには、昭和二（一九二七）年の吉野川第一期改修工事の完成を待たなければならなかったのである。



天野家文書 引堤改築御延期之義二付請願 明治20(1887)年西覚円村の村民が内務省に提出した、引堤改築工事の9年間延期の請願。左側の写真は同請願の末尾に記入された内務大臣山縣有朋の返答。

天野家文書 西覚円村絵図 明治二〇年以前
西覚円村の村民による「引堤改築御延期之義二付請願」には「全村東西斜メニ見通シ、南北中腹ヲ切斷シ、村落大半水路盤没地ニ備フルモノトシ」とあり、絵図中の西覚円村の中腹に引かれている黄色の線が、引堤の計画線ではないかと推測される。



上板町在住の戸田萬平・戸田武雄が撮影した吉野川



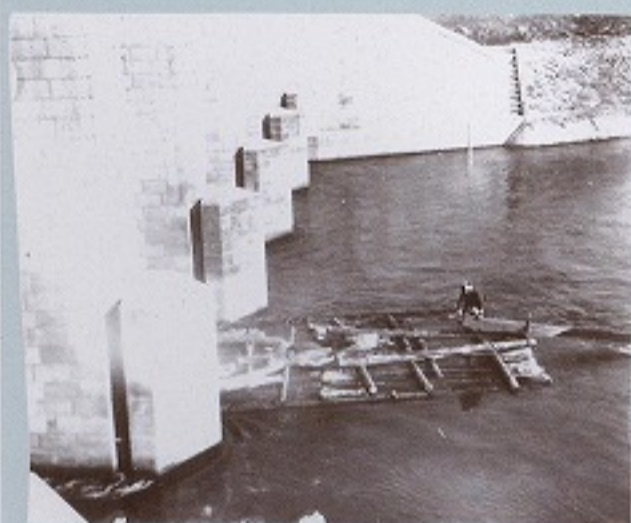
「漁り終えて」と題したソフトフォーカスの写真。子どもにとって川は最高の遊び場であった。
大正12年夏、上板町で撮影



「清流を遡る」と題された写真。山川～穴吹町付近を上流に向かう平田舟。大正初期までの輸送の主力であった。
大正14年5月撮影



第十樋門付近での落ち鮎漁と思われる。川漁で生計を立てていた漁師がいた。
昭和7年10月撮影



第十樋門を通過する筏。流域で伐採された材木は撫養まで運ばれ、船で大阪などへ送られた。
昭和8年4月撮影



「渡船場の朝」と題されたソフトフォーカスの写真。上板町六条の渡しは昭和45年まで存続した。
大正13年秋撮影



昭和2年に架けられた上板町と石井町を結ぶ六条橋。川船が船通しを通過している。橋は洪水でしばしば流失した。
昭和8年4月撮影

展示資料一覧

No.	表 題	年 代	備 考
吉野川流路の変遷			
1	御兩國絵図(阿波国絵図)(複製)	(近世前期)	国文学研究資料館所蔵
2	(阿波国分間郡図、継ぎ合わせ図)		国土交通省河川国道事務所作成
3	名西郡図	文化9年(1812)	林家所蔵
4	板野郡西分村吉野川縁御普請所絵図	寛政4年(1792)	山田家文書
5	東中富北吉野川崩口之絵図	天明8年(1788)	山田家文書
6	(東西中富村河川絵図)	(近世後期)	仮700935
7	かどや日記	(近世後期)	元木家文書
八ヶ村堰と吉野川改修			
8	村々沼川堰留之図(複製)	(近世後期)	国文学研究資料館所蔵
9	(西覚円村絵図)	(明治20年以前)	77200124
10	大日本陸地測量部2万5千分の1地形図高島(複製)	明治32年(1899)	個人所蔵
11	大審院上告申達書 他	明治9年(1876)	林家文書
12	新堤防井八ヶ村堰水溜故障之件 他	明治10年(1877)	天野家文書
13	堤防工事日延之義ニ付上申 他	明治11年(1878)	納田家文書
14	太政類典・公文録 マイクロフィルム	(明治初期)	国立公文書館現所蔵
15	吉野川改修計画図	(明治)	福田家文書
土佐松材の吉野川散乱事件			
16	郷役人へ申渡趣意書(吉野川筋材木流通の件)	(天保9年・1838)	バ302555
17	覚(土州流木の件解決に付表状 写)	天保11年(1840)	カ700047
18	乍恐奉願上覚(竹瀬村惣代より庄屋へ出入申立、控)	(明治3年・1870)	キ701108
19	板野郡東中富村組流御材木御改指出シ帳	延宝2年(1674)	仮700936
別子銅山の鉛毒流入事件			
20	覚(先祖の事歴と吉野川の現在)	(近世後期)	77700200
堤防をめぐる訴訟			
21	仕上ル書物之事(矢上村堤置土出入内済、印石の件)	寛政11年(1799)	キ701115
22	板野郡竹瀬村損田砂入指出帳	天保7年(1836)	キ700033
23	乍恐奉願上覚(東中富村村境出入の件)	文政2年(1819)	仮700943
24	乍恐極御内ニ而奉申上覚(川成御普請願)	寛政11年(1799)	仮700950
吉野川直流化論			
25	吉野川御普請愚考書	天保12年(1841)	山田家文書
26	吉野川絵図(複製一部)	天保11年(1840)	徳島県立図書館蔵
27	吉野川堰変見取図(複製)	天保13年(1842)	個人蔵
28	吉野川検査復命書	明治17年(1884)	国土交通省河川国道事務所
吉野川の治水と西覚円村			
29	拝借金之義ニ付敷願	明治20年(1887)	77200626001
30	仮堤土砂御買上受書之義ニ付上申	明治20年(1887)	77200630
31	引堤改築御延期之義ニ付請願	明治20年(1887)	77200641001
32	耕地入石砂之義ニ付願	明治21年(1888)	77200447
33	荒地御検査願(控)	明治21年(1888)	77200432001
34	明治廿一年(吉野川洪水に付荒地免租の惻願書)	(明治中期)	77200455

※資料保存のため展示品の一部を替えることがあります。



東黒田村(徳島市国府町)の高地蔵

特別企画展

暮らしの中の吉野川

平成二十二年二月二十六日発行

編集・発行

徳島県立図書館

〒770-8505 徳島市八万町向寺山
電話 〇八八(六六八)三七〇〇

印

刷

ナカガワ・アド株式会社

〒770-2603 徳島県徳島市徳島全斎院字高島三
電話 〇八八三(五二二)一六四三